



パートナーシップ通信

vol.3

人権・男女共生係
☎32-1111
(内線292)

「男女共同参画推進事業者」で市内事業者が県表彰

平成16年度男女共同参画推進事業者として、松橋町浦川内の医療法人徳治会 吉永歯科医院(吉永修理理事長)が熊本県知事より表彰されました。



潮谷義子県知事と受賞した吉永歯科医院の吉永修理理事長(左)

女性の視点を生かして働きやすい職場環境を

吉永歯科医院での具体的な取り組みを紹介します。

- 女性の能力活用や職域拡大・研修会などへの参加の機会を保障し、個々の能力の向上を支援する。
- 経営者会議に12名中5名の女性を登用する。
- 業務内容に男女の差をつけない。
- 仕事と家庭の両立支援・育児休業制度がある。
- フルタイムとパートの選択ができる。また、個人が働き

やすい時間(帯)に勤務できる。
一人ひとりの力を生かして
少子高齢化の急速な進展・人口減少という時代が抱える課題に取り組んでいくためには、女性も男性も一人ひとりが持つ能力で家庭や職場や地域に貢献していくことが不可欠といわれています。



パートナーシップのためのキーワード講座

Q 「ジェンダー」って?

A 生まれながらの性ではなく、「社会的・文化的に作られた性別」のことで「女らしさ」「男らしさ」と言い換えることができます。「〇〇らしさ」がイメージする行動や態度は、時代や地域によって異なり、生まれた時から備わっているものではありません。
男女平等を頭の中で理解していても、「〇〇らしくあるべき」という固定的なジェンダー意識にとらわれている、ということがあります。例えば、次の問題であなたのジェンダー一度を測ってみてください。

問題

父と息子が自動車事故に遭った。病院に運ばれたその息子を見て、担当の外科医が驚いて言った。
「この子は、私の息子！」
さて、この外科医と男の子の関係は?

えっ、父親が二人いる???いいえ、「外科医は男性とは限らない」ことに気づくと、答えは簡単です。そうです。母と子の関係だったのです。生理的な男女の違いはもちろん尊重されなければなりません。しかし、ジェンダーに縛られると、能力や適性を十分に生かすことができず、個人的にも社会的にも大きな損失となるのではないのでしょうか。

法務局なんでも相談

熊本地方法務局宇土支局
電話22-0320

～不動産(土地・建物)に古い抵当権登記が入ったままです。消す方法は?～

が入ったままになっていたということはよく聞く話です。一般に、不動産を担保にお金の貸し借りをした場合、抵当権設定登記をします。そして、借入金を返済すると、登記の抹消手続きをし、その抵当権設定登記は抹消されます。しかし、抹消登記の手続きをしないと、いつまでたっても登記簿上の抵当権設定登記は消えることはありません。その結果、今後の不動産取引において、何かと不便を来すこととなります。

行方不明を証する書面(登記簿上の抵当権者の住所地に郵便を出したが届かなかったといった書面)と一緒に、元本・利息および損害金の金額に相当する金額を法務局に供託(金銭を寄託すること)し、その供託したことを証する書面(供託書正本)を添えて抹消登記申請を単独ですることが出来ます。

の悩みや苦しみ、喜びを共に分かち合う家族関係をつくり、人権の大切さや同和問題について話し合うことが大切です。子どもが人権・部落問題について話しかけてきたとき、曖昧な言葉や態度で接したら、子どもに「何か違うんだ」という印象を与え、それが偏見と結び付きます。人権問題に対する親自身の理解を深め、子どもと素直に話し合うことが大切です。子どもは学校で人権教育を受け、大きく成長しています。親はそれを十分に理解し、子どもが人権尊重の精神を身に付けるように努力しなければなりません。

Q 先日、法務局へ行き、親から相続した土地の登記簿謄本(証明書)を取ったところ、祖父の代に借りた借金についての担保(抵当権)が入っていました。貸主の住所を訪ねたところ、今はどこにも居られないのか、また、その相続人も誰なのか分かりません。どうしたらいいでしょうか。

A 法務局で登記簿謄本(証明書)等を取ってみたいところ、古い担保(抵当権等)

抵当権登記の抹消手続きは、所有者であるあなたと抵当権者との共同である必要がありますが、設問の場合、相手方である抵当権者の所在やその相続人が誰であるか不明であるということですので、共同での抹消登記申請ができません。

このような、相手方の行方あるいは相続人等が不明の場合で、また、借入金の弁済期から既に20年を経過しているときなどの場合、抵当権者の



みんなで学ぼう

じんけん

生涯学習課
人権教育係
☎33-1111
(内線 332)

「家庭における人権教育」

家庭においては、まず私たち大人が人権問題を正しく理解したうえで、子どもにはっきりと教えられるようになることが必要です。

「子は親の鏡」といわれます。私たち大人に偏見があれば、教えなくても子どもは偏見を持つようになります。子どもは砂が水を吸うように親の偏見や差別心を吸収していきます。

家庭の中で大人が子どもに差別を教えない、伝えないなど、自覚することによって差別の相続人をつくらないようにすることが大切です。

家庭の中で、お年寄りや子ども、連れ合いの立場を理解し、それぞれ